

龍ヶ崎市コミュニティセンター利用案内

1. 施設設置の目的

コミュニティセンターは地域住民の交流、生涯学習の推進及び地域福祉の増進を図り、もって明るく住みよい地域づくりに寄与することを目的としています。

(龍ヶ崎市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例第1条)

2. 開館時間

午前9時から午後 10 時まで

※ただし、図書室・調理室の利用は午前 9 時から午後 5 時まで

3. 休館日

月曜日・祝日・年末年始

4. 料金

無料

5. 予約受付期間

申請者の住所が対象区域※内の場合、利用日の1か月前から受付開始

申請者の住所が対象区域※外の場合、利用日の 20 日前から受付開始

※1か月後の予約は、抽選制(正午まで申込み受付)

6. 利用条件

1. 概ね 5 人以上での団体利用であること。
2. 小中学生での使用の場合、保護者の同伴及び監督を伴っていること。
3. 市外の方のみで構成される団体ではないこと。
4. 2時間までの利用を基本とし、最長で4時間までの予約であること。
5. 抽選への申込は、1団体1度1部屋までとする。

7. 利用にあたってのお願い

1. 館内への危険物及びアルコール(消毒用を除く)の持ち込みはご遠慮ください。
2. ペット同伴での利用はご遠慮ください。
3. 利用時間内に、清掃・片づけを完了してください。
4. 利用後は、机・椅子等の片づけ、電気の消灯、空調機器の停止をしてから退室してください。
5. ゴミはお持ち帰りください。
6. 施設や設備の破損、汚損、滅失があった場合には、速やかに管理員まで報告してください。
7. 施設や設備の破損、汚損、滅失があった場合には、弁償をしていただくことがあります。

8. 午後5時以降に利用する場合には、午前9時から午後5時までに窓口で鍵をお受け取りいただき、鍵は翌営業日の午前中にご返却ください。

8. 利用制限

1. 特定の政党若しくは公選による候補者を支持し、又はこれらに反対するための使用その他政治的活動のための使用。
2. 特定の宗教を支持し、又はこれらに反対するための使用その他宗教的活動のための使用。
3. 営利を目的とするための使用。
4. 故意に虚偽の内容で利用申請を行う、不正に抽選に申込み等、他の利用団体が不利益を被る予約行為は禁止とします。こうした行為があったと判断した場合には、予告なく利用を取消す場合があります。

※対象区域

コミュニティセンター名	対象区域
松 葉 コミュニティセンター	松葉小学校の通学区域
長 戸 コミュニティセンター	城ノ内小学校の通学区域(薄倉町、長峰町、半田町、高作町、塗戸町、板橋町及び大塚町に限る。)
大 宮 コミュニティセンター	龍ヶ崎小学校の通学区域(大徳町、宮渕町、佐沼町及び上大徳新町に限る。)
北文間コミュニティセンター	龍ヶ崎西小学校の通学区域(高須町、大留町、長沖新田町、須藤堀町、長沖町、豊田町、北方町、水門の一部、羽黒町及び南が丘に限る。)
馴 柴 コミュニティセンター	馴柴小学校の通学区域
長 山 コミュニティセンター	長山小学校の通学区域
川原代コミュニティセンター	川原代小学校の通学区域及び龍ヶ崎西小学校の通学区域(川原代町姫宮に限る。)
八 原 コミュニティセンター	八原小学校の通学区域
馴馬台コミュニティセンター	馴馬台小学校の通学区域
龍ヶ崎コミュニティセンター	龍ヶ崎小学校の通学区域(富士見、根町、田町、城下、横町、上町、栄町、下町、砂町、馴馬町中曽根、愛戸町、出し山町、野原町、光順田、緑町及び馴柴町の一部に限る。)
龍ヶ崎西コミュニティセンター	龍ヶ崎西小学校の通学区域(米町、水門(一部を除く。)、姫宮町、新町、高砂、直鮎、馴馬町上米及び馴柴町の一部に限る。)
久保台コミュニティセンター	久保台小学校の通学区域
城ノ内コミュニティセンター	城ノ内小学校の通学区域(八代町、城ノ内 3 丁目から 5 丁目まで、中里 3 丁目及び白羽に限る。)